

令和7年12月に判明した事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（1件）

- 令和7年12月22日、不要な返納金請求を行っていたことが判明しました。
令和7年8月に高額療養費対象となった方について、令和7年9月から標準報酬月額の変更が生じ高額療養費適用区分が変更となりましたが、診療月と標準報酬月額変更月を見誤って、不要な返納金請求を行ったことが原因です。
ご連絡をいただいた被保険者ご家族に事情を説明のうえお詫びし、送付された返納金納付書を破棄していただくことについて了承いただきました。
再発防止策として、高額療養費適用区分の相違に関し、診療月と標準報酬月額変更月を自動で突合したうえでエラー抽出されるよう、システム改修を行いました。